

第十五章 情報公開・説明責任

【到達目標】

関係法規の遵守ならびに社会への説明責任をはたすため、財務情報を学生・父母・教職員などの大学関係者および社会に向けて各種媒体を通じて公開する。同様に、高等教育機関としての使命の遂行状況について、自己点検・評価結果、認証評価結果、外部評価結果を、各種媒体を通じて公開する。また、個人情報保護についての啓発と不断の運用改善をおこなう。

(財政公開)

- ・ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】

「私立学校法」第 47 条に基づいた「学校法人真宗大谷学園寄附行為」第 37 条の規定により、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」の理解を得るために、総務部財務課に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を常備し、閲覧に供している。

1985 年度から主に在学生、教職員、社会向けには「大谷大学広報」で、父母・保護者、校友には「大谷大学通信」をとおして財政公開をおこなってきた。当初は簡単な説明を付した大学部門の予算報告からはじまったが、やがて学園の決算報告が加わり、「私立学校法」が改正された 2004 年度からは財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書、収支予算書を「大谷大学広報」と「大谷大学通信」に掲載して広く関係者に配布するとともに、同じ内容を Web サイト (<http://www.otani.ac.jp/Information/index.html>) で学内外に公開している。

【点検・評価（長所と課題）】

利害関係者のみならず、広く一般社会に向けて財務情報を公開することで財務状況の透明性確保に努めている。ただし、計算書類は一般には馴染みの薄い学校法人会計基準によって作成されている。これらをわかりやすく説明するために、さらなる工夫と努力が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学校法人会計基準に拠る形態別分類は、学校法人の財務状況を表すのに大変優れているが、目的別・機能別分類と比べて個別の事業内容が見えにくい。今後予想される大学が提供する教育サービスについての費用対効果、学費にたいする説明責任などに十全にこたえるために、目的別・機能別分類による財務情報の開示ができる体制をめざす。

(自己点検・評価)

- ・ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ・ 第三者評価結果および外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

前章で述べたように、本学の自己点検・評価活動は、併設の大谷大学と共同で実施されている。大谷大学は、1997年と1999年に『知進守退 大谷大学白書』を刊行し、関係諸方面に配布した。1999年3月には大学基準協会相互評価により「大学基準」に適合する認定を受け、相互評価結果を前述のWebサイト (<http://www.otani.ac.jp/Information/index.html>) で公開した。現在、このWebサイトには、相互評価の結果に加え、『知進守退 大谷大学白書』、「大谷大学自己点検・評価委員会規程」、授業評価アンケートおよび満足度アンケートの統計結果報告などを掲載して、学内外に公表している。

外部評価については、卒業生アンケートの実施を含めて検討中である。

【点検・評価（長所と課題）】

本学の自己点検・評価活動は大学の組織全体に着実に浸透し続けており、自己点検・評価結果の学内外への発信状況について一定の成果をあげつつあるといえる。外部評価については、実現に向けての早急な検討が課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価結果、認証評価結果（第三者評価結果）、外部評価結果のいずれについてもWebサイトで公表し、冊子体の報告書を作成した場合には関係諸方面に配布する。外部評価については、まず、卒業生アンケートを実施し、評価結果を公表する。さらに、特定部門（たとえば、大学の理念や学士課程の教育内容）の自己点検・評価報告書について外部評価を実施し、評価結果を公表したい。

（個人情報保護）

・個人情報保護に関する規定の整備状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学は2005年4月の「個人情報保護法」全面施行にともなって2005年3月に「個人情報保護に関する規程」を制定し、個人情報の保護、情報主体からの開示請求（21条）、不服申し立て（26条）などについて明記するとともに、同年4月には「大谷大学個人情報保護委員会規程」を定めて不服申し立てなどがあった場合の即応体制を整えている。

情報主体からの開示請求や不服申し立てには、在学生の成績評価についての問い合わせ、受験生の入試成績の開示請求などがあり、本学では以下のような対応をとっている。

在学生の成績評価の問い合わせには、「受講科目成績確認願」を教務部窓口を用意し、在学生から出された成績確認理由の授業担当教員への伝達と、それにたいする授業担当教員からの回答の在学生への伝達にあてている。ただし、成績評価の問い合わせ手続き方法について在学生への周知はおこなっておらず、在学生からの申し出がおこなわれた場合のみの対応となっている。

保護者への成績開示については、2005年度より全学生の意思を確かめるため事前に文書を送付し、「保証人への成績送付不要の方は、学生本人と保証人連署のうえ、その旨を明記した書類を提出」することを依頼し、書類が提出されなかった場合にのみ保証人あてにセメスターごとに『履修単位通知書』を送付している。

入試成績については開示の請求者が受験生、入学後の在学生、保護者のいずれであっても開示はお

こなっていない。ただし、短期大学部の入学制度（指定校制は除く）においては、高等学校・予備校にたいして、出身者の入試成績を一覧表で提供している。2004年度以前はすべての高等学校・予備校に提供していたが、2005年度以降は入試要項（願書）に入試情報提供拒否の項目を設け、成績提供の可否を受験生に申告させている。なお、高等学校卒業程度認定試験合格による受験者については該当学校がないので通知をおこなっていない。

【点検・評価（長所と課題）】

「個人情報保護法」全面施行にともない、学校法人全体で関連規程を整備したことを機に、個人情報取扱い部署の意識が以前と比較すると向上したことが認められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人情報を業務上取扱う部署のみならず、大学構成員すべての個人情報保護にかかわる意識のいっそうの向上を図るために、遵法精神に則り、個人情報保護についての啓発と習熟のための研修を継続的におこなう。